

タイトル	近世イングランドの中央と地方の関係に関する研究動向 — クリス・R・カイル, ジェイソン・ピーシー編 「中央と地方を接続する」に寄せて
著者	仲丸, 英起; NAKAMARU, Hideki
引用	北海学園大学人文論集(72): 71-95
発行日	2022-03-31

近世イングランドの中央と 地方の関係に関する研究動向

— クリス・R・カイル, ジェイソン・ピーシー編
『中央と地方を接続する』に寄せて

仲 丸 英 起

はじめに

2020年に、マンチェスター大学出版会の「近世ブリテンにおける政治・文化・社会 (Politics, Culture and Society in Early Modern Britain)」シリーズから、『中央と地方を接続する — 近世イングランドにおける政治的コミュニケーション (Connecting Centre and Locality: Political Communication in Early Modern England)』と題された論文集が刊行された。同シリーズでは、近世ブリテンの政治・文化・社会の関係について新たな方法論で接近し、伝統的な歴史学の枠組みを乗り越えることが目指されている。共編者であるクリス・R・カイルとジェイソン・ピーシーは、ともに情報流通のあり方をはじめとする文化史的・社会史的側面から政治史の再考を試みている研究者であり、本論集においても政治的コミュニケーションを基軸とした中央と地方、政治史と社会史の架橋が共通目標とされている。この点において本書は、近世イングランド史研究における最新の動向を示しており、そこには大きな可能性と同時に課題も認められる。そこで本稿では、本書の内容を章ごとに簡潔に紹介し、これを踏まえて筆者なりの展望を述べてみたい。

1. 各章の概要

第1章 クリス・R・カイル, ジェイソン・ピーシー「イントロダクション」(Chris R. Kyle and Jason Peacey, 'Introduction')では, 17世紀イングランドの中央と地方の関係をめぐる研究史を踏まえて, 本論集の目的が整理される。

この分野に関して長らく影響力を保ってきたのは, 1960年代にアラン・エヴェリットの提唱した州共同体論(County Community)であった。その発想は, 中央政府に対する各州の自律性を強調し, 「州のコモンウェルスの共同体」として国制・国政を捉えるものであった。だが, 州共同体論はその後各方面から強い批判に晒される。なかでも1980年代に入ると, アン・ヒューズやリチャード・カストラ, のちにポスト修正主義と呼ばれるようになる研究者たちは, 全ての州が閉鎖的であったわけでも, 同一であったわけでもなく, 地方共同体内部の政治と国政が切り離されている場合はまれであったと主張し, 強力な批判を展開していった。

これ以降, 中央と地方の政治が相互に影響し合っている状態を前提として議論は展開されていった。だが, 皮肉なことに両者は社会史家と政治史家によってそれぞれ異なる手法にもとづいて研究されるようになっていった。すなわち, 社会史家がキース・ライトソンの影響下に地方におけるミクロな政治分析に向かっていったのに対し, ジェフリ・R・エルトンやコンラッド・ラッセルらの静態的な歴史観を打破しようとした政治史家は, 下院議員の全般的な特徴や, 議会での立法に対して地方が与えた影響などに関心を集中させていったのである。

中央と地方を再度接続しようという動きは, マイケル・J・ブラディックやスティヴ・ヒンドルらが唱えた国家形成論(State Building)から生じてきた。この議論によると, 近世国家は中央集権化されている一方で, 官僚制が浸透していたわけではなかった。そのため, 同時代の統治のあり方を理解するためには, 各地域の様々な領域において, エイジェンシーや官職者, 地方固有の制度が国家形成にどの程度関わっているかという, 権力

をめぐる交渉のプロセスが重要となるのである。

こうした探求を進めるためには、中央と地方の相互作用や、コミュニケーションの文化について具体的に考察する必要がある。近年のポスト修正主義の潮流においては、印刷物・手稿を問わず、様々な種類のテキストにもとづくコミュニケーション実践についての探求が進められている。こうした研究によって、公共圏の出現についての議論が喚起されるとともに、テキストが中央と地方の間を往還していた状況も明らかになっている。そのため本書の目的は、国家形成論を踏まえ、コミュニケーション実践の分析を中心とした、社会史と政治史との接続におかれることになる。

第2章 クリス・R・カイル『『犬・肉屋・ピューリタン』近世イングランドにおける四旬節のポリティクス』（Chris R. Kyle, “A Dog, a Butcher, and a Puritan: the Politics of Lent in Early Modern England”）では、ヘンリ8世期から王政復古期まで存続した、四旬節期間中の食事に関する国王布告、枢密院令、地方における規定の性質の変化が分析されている。

通時的検討の結果、国家が常に言葉を尽くして説得していたにもかかわらず、規定の遵守に消極的な人々にはこれを強制できなかったこと、また四旬節に関する罰則が強化されていった一方で地方に権限を委譲する試みには失敗したこと、および残存していたカトリック的な儀式と国家が認可した新たなプロテスタント的見解との相克が明らかとなった。さらに、全ての人々に40日間肉食を止めさせる試みが根本的に無益であると認識されていた状況下で、枢密院と王権が自らの権限を行使するために使用した特有の言語形式についても検証されている。

コミュニケーション構造について四旬節の検証から指摘できるのは、地方の人々が手続に忠誠で従順であったおかげで、費用や時間、手間がかかり、強制力をともなう行政・監視制度の運営に、国家がかなりの程度成功していたという事実である。一連の文書は、国王布告、枢密院令として地方へ流入し、書簡、誓約書（recognition）、宣誓証書（deposition）の形で中央へ還流した。それは国家レベルで実行された地域ポリティクスであ

ると同時に、各地域で実行される国家ポリティクスでもあった。かつては主教たちの行政上の管轄事項であった四旬節期間中の食事規定は、宗教改革後には国家のものとなった。こうした政策はウェストミンスターを中心として実行され、政府の機構と議会の権威によって支えられて、市場やその他公共の街路における国王布告、また各地の食料商店に掲げられた印刷された指示書を通じて、人々に提示されたのである。

しかし、経済状況、食肉以外の食料品供給に関する問題、四旬節忌避者の続発、四旬節破りの拡大、国教会が定めた暦に対する宗派的反対などのために食事規定を遵守できない人々を、国家の命令に従わせるのは不可能であった。実際、枢密院が住民を非難し規制を強制しようとしていたのはロンドン周辺の諸州のみであり、その他の州から報告がなされこれに対して枢密院が非難する書簡を送付するのはまれであった。地方の当局者は、たしかに四旬節に関する行政システムに組み込まれてはいたが、君主の意志に従っていたわけではなかったのである。

第3章 トマス・コグズウェル「海軍卿・議会人・英仏海峡, 1625-1627年」(Thomas Cogswell, 'The Lord Admiral, the Parliament-Men and the Narrow Seas, 1625-27')では、海軍卿としての第1代バッキンガム公爵ジョージ・ヴィリヤーズが、対スペイン戦争の戦術策定に際して下院での議論に大きく影響を受けていた事実を明らかにしている。

バッキンガム公爵は、国王との近さを利用して自身や家族、クライアントのために称号・土地・官職・資金を集積した、古典的な宮廷の成り上がり者というイメージで捉えられがちである。だが、海軍における公爵の秘書で勤勉なエドワード・ニコラスが作成した食料調達と海軍技官任命に関する命令の集成(BL, Add. MSS 37816-7)を分析すると、公爵を義務に忠実な行政官であったとみなすこともできるのである。

1625年にスペインとの戦争が開始された時点のイングランドの海軍力では、船舶の護衛および沿岸の町の防衛か、海外遠征のいずれかは可能であったが、両方を同時に実行するのは困難であった。バッキンガム公爵は

海軍力を海外遠征により多く振り向けたが、それは必然的に沿岸の船舶と海岸線を攻撃されやすい状態におくことになり、この点が下院において辛辣な批判の対象となった。かつてラッセルは、公爵が貴族院を重視し下院を軽視していたと主張していたが、実際にはこうした下院の不満に対応するために、公爵は繰り返し様々な努力を行っていたのである。

弾劾直前およびその最中における公爵の行政的な努力には、印象的なものがある。それにもかかわらず、地図上で船舶を移動させるシミュレーションまで行っていた公爵の詳細な命令は、実際の戦略に間歇的にしか反映されなかった。なぜなら、司令官たちの一部はその命令を単なる助言として受け取っただけであったからである。この事実、公爵の精力的な行動によっても英仏海峡の状況を十分には変えられなかった理由の一つであり、それが戦術上のジレンマとなった。もし海軍力を沿岸に集中させていたら、商船や積み荷の一部を救い、下院議員を宥められていたかもしれない。しかし沿岸の防備を固めても、戦争に勝利することはできなかった。この目標を達成するためには、動員可能な戦艦の大部分を数百マイル離れた海域に派遣せざるをえなかったのである。

第4章 ノア・ミルストーン「初期ステュアート朝期イプスウィッチにおける空間・場所・ロード主義」(Noah Millstone, 'Space, Place and Laudianism in Early Stuart Ipswich') では、イプスウィッチ市とノリッジ主教マシュー・レンとの対立を題材として、ロード主義、チャールズ1世の親政、より広くは初期ステュアート朝期全般における、空間のポリティクス、遠隔地におけるコミュニケーションや統治、権力の問題が検討される。

ピューリタニズム的な傾向の強かったイプスウィッチでは、エリザベス期以降都市自治体が独自に説教師を選出し雇用していた。1605年以降、その地位にあったのはカリスマ性の高いサミュエル・ウォードであったが、ノリッジ主教は1619年以降こうしたイプスウィッチ独自の司牧制度の改革を試みるようになる。1633年には当時の主教リチャード・コーベットと

主教代理法務官ナサニエル・ブレントによる巡察が行われ、ウィリアム・ロードの圧力を受けた高等宗務裁判所はウォードから都市説教師の資格を剥奪した。

ロードによる改革は、イプスウィッチにおいては教会の内部、特にウォードの活動の拠点であったセント・メアリ・ル・タワー教会の空間様式の変更として具現化された。教区民が教会の解錠を拒んだり、聖職者が抵抗を続けたりしたが、1635年にノリッジ主教に任命されたレンは、同教会をピューリタニズムの拠点からロード派の儀式主義の範例へと改変していったのである。

だが、レンはイプスウィッチの部外者であったわけではなく、婚姻を通じて同市と密接な関係を有しており、その内部事情について熟知していた。そのため、イプスウィッチの特異な宗教的状況が、説教師という制度やウォード個人の問題ではなく、この教区の制度全体の問題であると認識していたのであった。この解釈に沿って、同市の構造は国王の支持も受けて根底から変革されていった。

その結果、ピューリタン都市であったイプスウィッチには、ロード派の聖職者が一時的に多数居住するようになった。ロード派と地元住民の間には数多くの軋轢が生まれ、前者に対する誹謗中傷や暴力、威嚇が頻発した。そして1636年8月には、ついにレンの屋敷がピューリタンの一団によって襲撃されるという事態に至ったのである。

このように、イプスウィッチの統治者たちが宗教上の管轄権の大部分を自分たちの手中に収めようとしたために、ロード派は都市自治体制度の国家統治の内部への統合に固執していったのであった。もっともこうしたイプスウィッチの事例は特殊なものではなく、地方から権力を取り戻し国家内の諸部門に割り当てようとした、チャールズ親政期における改革プロジェクトの一貫であったのである。

第5章 ジェイソン・ピーシー「『いつものように書きました』——17世紀イングランドにおける政治的コミュニケーションとエイジェントの出

現」(Jason Peacey, 'Written According to My Usual Way': Political Communication and the Rise of the Agent in Seventeenth-Century England) では、情報を伝達し拡散する媒介者の役割と、彼らがおかれていた社会的諸関係が究明される。

近年の政治的コミュニケーションに関する研究では、出版産業の発展が地方と中央という枠組みを融解させ、社会的にも地理的にもイングランドに共通の政治文化を生み出していったとされている。他方で、出版されたテキストから情報を取捨選択し、手稿ニュースとして地方へ送付していた媒介者が、17 世期後半にいたるまで重要な意味を持ち続けたのも確かである。従来の研究において、こうした媒介者はパトロネジ・ネットワークにおける「機能」という観点からのみ分析されてきたが、本章では人類学での定義に従い斡旋や仲介を行う「職業」エイジェントとして分析される。主要史料として用いられるのは、デヴォン在住のリチャード・コフィンに送付された、ロンドン在住のリチャード・ラブソーンという人物の一連の書簡であるが、必要に応じてその他のエイジェントにも言及される。

ラブソーンを初めとするエイジェントたちを分析した結果、こうした業務に従事する期間の長さや規模、および勤務の条件や動機などの面において、各人の性質はきわめて多様であったことが判明した。だが、16 世期後半から 17 世期後半にかけて、その仕事を主要な「職業」とする人々が出現し、飛躍的にその重要性を高めていったのは明らかである。こうしたエイジェントたちは特定の技能を有してはいたが、その役割が固定されていたわけではなく、専門家としての「機能」という側面からその実践を理論化するのは難しい。むしろエイジェントにとって重要だったのは、暗黙の知識・交際・経験を通じて獲得される、制度上の手続と秘儀的なプロセスを処理する能力であった。それは国家に対してというよりは、政治・行政・司法各領域で立身出世を図る人々に代わって行われる仕事であった。

言い換えればエイジェントとは、時間および専門技術の面で不利な立場にある人々と中央を、政治的コミュニケーションを通じてつなぐ「フィクサー」であった。このように「職業」エイジェントたちの役割、特に情報・

ニュース・テキストのブローカーとしての役割を認識することで、地理的な実態というよりは、そうしたロジスティクスに対する障害として中央と地方の問題を再概念化することが可能となる。こうした作業は、国家形成に関するプロセスとその影響、さらにはより広範な社会的変化の検討においても有益であると考えられる。

第6章 アン・ヒューズ「入念な調査と完全な報告——イングランド内戦における中央の主導と地方のエイジェンシー」(Ann Hughes, 'Diligent Enquiries and Perfect Accounts: Central Initiatives and Local Agency in the English Civil War')では、内戦期に地方共同体に対して損害に関する報告の作成が要求されたプロセスと、そうした報告が議会派内部の競合関係のなかで果たしていた役割が概観される。

この種の報告の作成は、内戦以前からイングランドのあらゆる社会階層の文化や慣習に深く組み込まれていた。そのため戦争や革命といった動乱期においても、村落や教区のレベルから、1646年のイングランドとスコットランドという国家間の交渉にいたるまでの全ての領域において、喫緊の課題となっていた。

議会での立法によって設立された地方の小委員会は、口頭での聞き取りで得られた情報にもとづいて大半の報告を作成していった。そのためこれらの報告には数千にのぼる個人の語りが含まれており、その内容として特に目立つのは無料宿営、土地に関する頻繁な描写、不必要に詳細な情報の提示という三つのモチーフである。このことは、何らかの所有物の喪失が経済的のみならず感情的な問題として認識され、人々が内戦の経験を議会に伝達する方法を模索していた事実を示している。

とはいえこうした報告は、中央と地方の間におけるコミュニケーションや対立において単に利用されたわけではなかった。各地の小委員会は、一体的な中央の権威によって導入された官僚主義的なものではなく、むしろ議会派内部の対立から組織されたものであったからである。戦争に対する努力を怠っているという批判を含む報告は、議会派の大義を擁護する上で

は不可欠であったが、一方でそれは権威主義的な軍政を助長することにもなりかねなかった。さらにスコットランド軍による被害が多数報告されたことは、同軍の撤退をめぐる交渉を複雑なものにしていった。

内戦期におけるイングランドの多くの人々は、自分たちの戦争経験、兵士との複雑な関係、日常品の喪失を、損害の報告を通じてより広い規範的・政治的文脈に位置づけるようになった。したがって一連の報告のプロセスは、公私の峻別や公務の意識が表面化する場であったと同時に、地方の人々が党派の方針に沿って動員される可能性をも明らかにしているのであり、中央や地方という概念が単一の、あるいは一貫したものではなく、分裂し競合していた状況を示しているのである。

第7章 デヴィッド・R・コモ「地方の『レヴェラーズ』と南西地方における国王弑逆者の到来」(David R. Como, 'Provincial 'Levellers' and the Coming of the Regicide in the Southwest') では、ロンドンとその周辺地域の住民から1648年9月11日に下院に提出された請願が地方に拡散するプロセスについて、ウィルトシャに焦点を当てて分析される。

9月の請願を明らかに模倣した請願がウィルトシャの住民から下院に提出されたのは、10月30日であった。広く流布した印刷された版から、この請願に署名した可能性が高い委員の一覧が作成でき、プロソポグラフィの手法によってこうした人々の特徴が明らかになる。それによると、こうした人々を結び付けていたのは、血縁や経済力、社会的地位の高さではなく、議会への忠誠によって強化されたイデオロギー的一体感であった。その出身地は議会派の飛び地であった同州北西部のチッペナム周辺か、王党派の地盤であった南部のウォーミンスタ周辺であったが、ともに衣服生産が盛んな地域であった。おそらく請願者たちは、飢えた織工や織物関連の労働者を救済しようと努めており、危機的な状況にあった両地域が請願運動の中心となったと考えられる。

こうしたイデオロギー的一体感を支えていたのは、むしろ急進的なピューリタニズムであった。だが、そうした宗教的傾倒に対する委員たち

の態度には温度差があり、全員がレヴェラー運動につきもののセクトに所属していたわけではなかった。ウィルトシャの請願運動は、おそらくセクトによって先導されてはいたが、少なくとも消極的には国教会に属していた多くの人々をも包摂していたのである。ウィルトシャの人々は、イデオロギー的な紐帯だけでなく、血縁やパトロネジ、また軍隊内でのつながりを通じて、ロンドンやブリストルとの人的ネットワークを形成していたのであり、請願の背後にあったのは単純な中央と地方との関係に限られてはいなかったのである。

このように、ウィルトシャの1648年10月請願は、中央と地方の関係において、重層的で複雑な人間関係のなかで形成されていた。一方で、この請願がレヴェラー運動であったのは間違いないとしても、その支持者たちがその後も一貫してレヴェラーズであったわけではなかった。ウィルトシャの委員たちをはじめ、レヴェラー運動の指導者を支援していた大多数の人々は、君主制が廃止されるとランプ議会と共和制を支持するようになっていった。この点は、革命を理解する上で重要である。というのも、空位期の政府は上から押しつけられた軍事的独裁政権であったわけではなく、地方の民衆に強力な支持基盤を有していたことになるからであり、その意味で革命とは回避すべき突発的な事故ではなく、計算され原則に立脚した政治的変革だったのである。

第8章 ダン・ビーバー「帳簿による主権——イングランドの法人・大西洋沿岸植民・文書による秩序, 1557-1650年」(Dan Beaver, 'Sovereignty by the Book: English Corporations, Atlantic Plantations and Literate Order, 1557-1650')では、法人団体設立認可状(charter)という文書が有していた権力に焦点を当て、この特異なコミュニケーション様式が、イングランド内のみならず大西洋沿岸地域の植民者をもイングランドの政治社会に統合していたメカニズムが明らかにされる。

テュークスベリの裕福な織物商であったジャイルズ・ゲストは、法人団体設立認可状でその運用方法を規定した上で、1558年に自身の所領を慈善

団体設立のために信託した。この団体は、内戦中に同地が戦場となった際にも、その文書にもとづいて活動を継続した。また北米のグロスタ植民において、マサチューセッツ湾議会は、自身を事実上の主権者として法人団体設立認可状を発行した。1639年には、その権威にもとづいてケイプ・アン地域の入植者に所領と法的自由を与え、内戦期間中も植民事業は続行された。こうした認可状は、その他の文書の効力や統制を超越するエイジェンシーの形態として理解できる。

イングランド的様式の政治的コミュニケーションにおいて、それ自体に主権が存するとみなされることで、これらの文書は空間的区分や地理的距離を消失させた。そのプロセスにおいて、言語的な直接性によって主権者の権威が具現化されたのである。こうした経験は、政治的アイデンティティの対象を、遠距離に存在し上位の権威を有する中心へと移行させることになった。だが、これは国家の権威の地方への拡大を意味しているわけではない。参照される中心は可変的であり、このような文書は主権者のエイジェンシーとして融通無碍に利用されていたのである。

ゲスト慈善団体とグロスタ植民の記録帳簿が示しているのは、1640年代と1650年代のイングランド革命の間、不安定な、もしくは辺境の政治的環境において、文書によって秩序を維持するための主権の感覚が生み出されたということである。一貫した記録の維持管理によってエイジェントが主権者と認識されることで、それ以上の外部の権原は不要となった。これによって、しばしば伝統的には為政者とみなされていなかった個人や集団が、主権者の権威が具現化された主体として行動可能となったのである。帳簿による主権は、周縁部への拡大および政治統合にとって不可欠な事業のための認可状として、危機の時代にあって中心の存在しない政治秩序を生み出したといえる。

第9章 ジェニファー・ウェルズ「地域事情に通じた敵地の専門家——クロムウェル期アイルランドにおける国家形成」(Jenifer Wells, 'Local Expertise in Hostile Territory: State Building in Cromwellian Ireland')で

は、ウィリアム・ペティが実施した地図測量（Down Survey）の事例を通じて、特定地域において地元の人々が有する知識の活用と、効率的な統治との間の、不安定な均衡が検討される。

クロムウェルのアイルランド遠征・征服後、投機者や士官・兵士への給料支払いのために、土地測量が実施されることになった。測量総監に就任したベンジャミン・ワーズリは、概括測量（Gross Survey）、民事測量（Civil Survey）とよばれる測量を実施したが、組織上の欠陥のために上手くゆかなかった。そこでペティによって1655年から実施されたのが地図測量である。ペティは、現地の地理に詳しいカトリック教徒を積極的に雇用し、イングランド出身の技師や兵士、プロテスタント地主との協力体制を築いて、わずか1年あまりで正確な地図の作成に成功したのであった。

この事例が示しているのは、クロムウェル、議会、国務会議が辺境統治の事業にほとんど関心を示さなかったために、アイルランドとスコットランドに派遣された官職者たちが、地元の為政者層ならびに困窮した現地住民との間に不安定な協力関係を築かざるをえなかったということである。このように、国家形成の枠組みはウェストミンスターで案出されダブリンとエディンバラで改良が加えられたが、国家形成の作業は、周縁の中の周縁である小規模村落や小区において、クロムウェルの統治に組み込まれることで大部分を失う人々自身によって実行されたのである。

こうした現地の事情に詳しい専門家の活用は、クロムウェル期のアイルランドのみならず、スコットランド、さらにその後にはセント・ヘレナやシンガポールといったブリテン帝国でも繰り返された。この事実は、たとえ敵地であったとしても、特定の地域についての知識を有する人々に辺境の官職者が大きく依存していた実態を明らかにしている。いずれの地域においても、各地域の土地に関する知識を有していた現地の名もなき人々は、国家および帝国が形成される上で重要な役割を果たしていたのである。

以上の点を踏まえれば、辺境の統治は国家および帝国形成におけるより大きなプロセスに接続されるのであり、伝統的な中央と地方というパラダイムは更新される必要がある。常に競合する中央と地方が存在していたの

であり、双方に配慮した一貫した叙述を行う必要があるのである。

第10章 リンジー・オニール「ニュースと私信、あるいは第7代ハンティンドン伯爵スィオフィラス・ヘイスティングスのニュース教育、1660-71」(Lindsay O'Neill, 'News and the Personal Letter, or the News Education of Theophilus Hastings, 7th Earl of Huntingdon, 1660-71') では、1650年生まれと同伯爵が人格形成期に受信した書簡を通じて、私信を通じて伝達されるニュースが有する同時代的意義が論じられる。

1665年までの期間において、ハンティンドン伯爵の主要な通信者は、トマス・ソールズベリというアマチュアのニュースレター・ライターであった。ロンドンに居住し独自の情報ネットワークを開拓していたソールズベリは、伯爵に次のような重要な教訓を授けた。第一に、ニュースの発信者と受信者の関係は、ビジネスライクな関係であること。第二に、専門職としてのニュース・ライターには、移動しうるニュースの中心地からの情報の送付が期待されること。第三に、海外ニュースが重要であること。第四に、地域のゴシップは、為政者の社会に参入するに当たってきわめて重要であること。第五に、出版物は注意深く利用すべきこと。最後に、郵便制度を積極的に使用することである。

ソールズベリがおそらくは疫病で1665年に死去して以降、伯爵は自身でニュース・ネットワークを構築していった。その通信相手の多くは、一般の友人・知人であった。特に注目すべきなのは、伯爵家の従者であったジャーベイズ・ジャックと、プロテスタントのフランス人でイングランド貴族から支援を得ようとしていたジャン・ゲイルハルトである。ジャックはロンドン発のニュースだけでなく、伯爵の居住地であったレスタシャのドニントンにおけるゴシップなど地域のニュースを伝え続けた。一方でゲイルハルトは、伯爵が個人的に関心をもっていたフランスにおけるプロテスタント迫害についてのニュースを書き送っていた。もっとも、伯爵はロンドン・ガゼットの編集者であったヘンリ・マディマンのような専門職のニュースレター・ライターとも契約し、ヨーロッパ中の公的なニュース

も受信していた。

17世紀後半のイングランドの為政者階層にとって、公的なニュースの恒久的な中心地であったのは、情報が集積されるロンドンやアムステルダムといった港や郵便の中心地、ならびに情報が生み出されるパリやウィーンといった各国の首都であったが、事件が生じたその他の場所も一時的には中心地となる可能性があった。だが、地方に権力基盤をおいていたハンティンドン伯爵のような人物にとって、国家レベルでの影響力を発揮する上で、地域のニュースないし私的なニュースは公的なニュースと同様の重要性を有していた。さらに、伯爵は個人的に関心をもっていたプロテスタントの迫害に関する情報も収集していた。このように、異なった世界について知るためには異なった種類のニュースに接近する必要があったのであり、そうした願望を満たすために伯爵は書簡によるネットワークを必要としていたのである。

第11章 レイチェル・ワイル「1715年ジャコバイト反乱後のニューゲイト監獄発ニュース」(Rachel Weil, 'The News Out of Newgate after the 1715 Jacobite Rebellion')では、同監獄に関するニュースと同所から発せられたニュースの双方を検証し、この場所が中央と地方という二分法では区分しえないことが示される。

1715年の反乱後、ジャコバイトが多数収監されたニューゲイト監獄は、幅広い文学作品やニュースの対象となった。これらの情報は、実際にニューゲイトで作成された場合も、単にそのように装っただけの場合もあった。だがその真贋にかかわらず、こうした一連のテキストは、有名なキャラクターが住むお馴染みの場所としてのニューゲイト監獄という感覚を生み出し、国家レベルにおける政治的重要性を有していると考えられるようになった。このように、一般的な概念としては周縁であったニューゲイト監獄は、ニュースにおいては中心であったといえる。

ジョージ・フリントという収監者が1716年から翌年にかけて監獄内から発行していた週刊の新聞についても、同様の指摘は可能である。この新

聞には、同時代の誰しもが関心を抱く一般ニュースが掲載されており、その点で外部の公衆が読者として想定されていた。一方で、国家レヴェルの為政者たちの動静も掲載されており、こちらは宮廷人の斡旋によって死を免れる可能性があった監獄内部の読者に向けられたものであった。したがってフrintの新聞は、壁の外側に収監者の主張を届けようとしているという意味では、ニューゲイト監獄を中心に据えるプロセスに貢献していたが、収監者とその同志に向けられていたという意味では、監獄という固有の場の必要と関心に影響を受けた、局所的なものでもあった。

もちろん、ニューゲイト監獄が物理的な場であったこと自体は自明である。だがその外部にいる読者は、同監獄を叙述し活用したテキストを通じて、監獄を有用な知識を保持している場所であると考え、一連の馴染みのあるキャラクターと同一視し、真実かどうかとは関わりなく収監者の声という権威を受け入れるようになった。こうしてニューゲイト監獄は、実際の地理的な場所というよりも、概念上の特定の場として構築されたのである。もし地方を股にかけるとする収監者コミュニティの一部として同監獄の収監者をみなせるとすれば、それはフrintの新聞がそうした現実を描写していたからではなく、まさにそれを現実として創出していたからであった。したがって、中央と地方という使い古された二分法のみならず、地方をどのように定義し位置づけるかについても、再考する必要があるのである。

2. 成果と課題

イングランド近世に関する研究史を回顧する時、常に議論になってきたのは中央と地方の関係であった。本書1章の要旨と多少重複するが、本書の評価に必要な限りにおいて、この論点をめぐる学説を整理しておこう¹。

中央と地方を政治史の分析概念として初めて導入したのは、ヒュー・トレヴァー＝ローパーである。それまでのマルクス主義史観においては階級闘争という垂直的なプロセスとしてとらえられてきたイギリス革命論に異議を唱えたトレヴァー＝ローパーは、これにかわって中央と地方という水平的

な関係にその原因を帰したのであった²。この主張は、政府から半ば自立した編成ユニットとして州を位置づけたエヴェリットらの州共同体論によって補強される形となった³。こうして、いわゆる修正主義の潮流においては、中央と地方の統治はそれぞれ固有の論理で実践されていたとみなす傾向が強まっていった。

その後カストやヒューズらポスト修正主義者と呼ばれる研究者は、州共同体論や修正主義の議論に実証面から反論を行っていった。地方史研究の進展によって、中央と地方の利害関係はきわめて複雑に絡まり合っていたことが明らかとなり、州共同体論で取り上げられたのはその一側面にすぎず、全ての州が閉鎖的ではなかった事実が確認された。両者は対立関係にあったのではなく、むしろ密接に結びついていたとされたのである⁴。

これ以降、中央と地方の相互作用に関心が集まるようになった。だが、研究対象としての中央と地方という二項対立図式に疑問が呈されたとはいえ、政治史家と社会史家の垣根が取り払われたわけではなかった。すなわち、ポスト修正主義者を中心とする政治史家は下院議員の選出様態や地方の利害がどの程度議会での立法に反映されたかなど、中央の政治に関わる領域に着目したのに対し、ライトソンをはじめとする社会史家は州内部での権力構造や、地方のミクロな政治、およびこれらと日常生活との関係など、地方の政治に関わる領域に対する関心を強めていったのである⁵。こうして、中央と地方の関係の重要性は認識されていたものの、その対象と方法において研究者間にすれ違いが生じてしまったのであった。

2000年代以降、こうした間隙を埋めうる議論として登場してきたのが、ブラディックやヒンドルらの国家形成論と、ポスト修正主義のなかから発展してきたコミュニケーションに関する研究である。国家形成論によれば、近世イングランドは中央の宮廷・枢密院・議会へ権威・権力を集中させることには成功したものの、こうした場で決定された政策を実行する直轄官僚の数はきわめて少なく、命令に強制力を持たせる軍事力にも欠けていたため、同意や説得にもとづいて地方の人々を統治に参加させることが必要不可欠であった。したがって、その内実を検討するためには、中央と

地方をつなぐエイジェントや官職者の役割、また国家統治に参加していた地方の様々な行財政システムを理解する必要があるのである⁶。

一方でコミュニケーションに関する研究は、古くはケヴィン・シャープに端を発するが、直接的にはユルゲン・ハーバーマスの公共圏論に触発されて進展していった⁷。結果的に、ハーバーマスの議論の射程には含まれていなかった近世においても、各種の出版されたテキストと手稿テキストが、ともに情報の伝達や拡散に大きく貢献していた実態が明らかにされた。これによって、様々なニュースや思想がどの程度の地域・社会層に浸透していたかと同時に、何が伝達の障害となっていたのかについても理解が進んだ。情報は中央から地方へ一方的に伝播するだけでなく、地方から中央へも往還しており、イングランド全域で一つの言説圏が生み出されていたのである⁸。

だが、現在にいたるまで、国家形成論とコミュニケーションに関する研究は十分に統合されているとはいえない。コミュニケーションの実践が、地方が国家形成に参加する上でどのような意義を有していたのかについては未解明な部分が多いのである。したがって本論集が目指したのは、コミュニケーションの様式と実態の分析を通じて、中央と地方がどのように接続されていたのかを、政治史と社会史双方の知見を利用して明らかにすることにあったといえる。

それでは、こうした目論見に本論集はどの程度成功しているのだろうか。以下では、中央と地方の関係の再考、コミュニケーションを軸とした政治史と社会史の統合、これらを踏まえた国家形成論への寄与、それぞれの観点から評価を加えてみたい。

a. 中央と地方の関係の再考

本論集のタイトルは『中央と地方を接続する』であるが、各章ごとに「中央」と「地方」が指示する概念にはずれがあり、似通った概念で議論が進められている章が緩やかにまとめられて順に配置されている。

2章から4章は、イングランド内における空間的な中央（ロンドン・ウェ

ストミンスタ)に対するそれ以外の地方という伝統的な枠組みで議論が行われている。2章では、枢密院が各地方へ四旬節に関する指示を出し、地方から報告や誓約を提出させるプロセスが確立されたものの、政府にはそれ以上の強制手段がなかったために地方の人々を完全に従わせられなかった実態が明らかにされている。3章では、対スペイン戦争の開戦に伴って、海軍力を沿岸防備以上に海外遠征に振り向けたバッキンガム公爵が下院で激しく糾弾され、こうした批判を受けて公爵は様々な対応策を講じていた事実が指摘されている。4章では、ピューリタン都市であったイプスウィッチの内部事情に通じていたロード派のレンによって改革が実施され、これが都市住民とロード派聖職者との間に軋轢を生んでいった事情を跡づけている。先述したように、ポスト修正主義の研究でもいわゆる中央と地方の相互作用は既に指摘されていた。2章から4章は、こうした特定の地理的な場に中央と地方という概念を紐付ける枠組みが維持され、これを中央(3章)と地方(2・4章)のミクロな分析から捉え直したものと見える。

5章から7章も、基本的にはこうした枠組みを継承しているものの、むしろそれが揺らぐ可能性に力点がおかれている。5章では、各種の情報を取捨選択してクライアントに提供するエイジェントの役割は、前者の時間を節約し各種の手續を代行する点にあったが、具体的な仕事内容は固定されていたわけではなく、いわゆる中央と地方のみを媒介していたわけではなかったとされる。6章では、内乱期における各地の損害報告の作成が、議会派内部の対立によって主導されたものであり、分裂した中央による地方の動員が、公私の区別や公共に対する人々の意識に影響を与えた可能性を示している。7章では、イデオロギー的な一体感のみで結びついていたと思われがちなレヴェラー運動が、実際には地域を越えた血縁・パトロネジ・軍隊での紐帯によるネットワークで拡大しており、地方が中央に請願しているように見えても、実態としては地方に中央が包含されている状態であったと説明される。このように、これらの章は、単純にロンドンの政府と各地域の為政者が結びついていたわけではなく、伝統的な概念として

の中央と地方が分裂したり融合したりするなかで、それぞれが複雑な関係におかれていた状況を明らかにしている。

さらに8章以降になると、いわゆる中央と地方という二項対立図式の無効性が打ち出される。8章では、エイジェントが発行した法人団体設立認可状が、外部権原の参照を必要とせずそれ自体で主権を有するものと認識され、そのためにこれにもとづいて設立・推進された団体・事業は内戦中もその活動が継続できたとされている。9章は、ブリテンが帝国へと拡大してゆくなかで、辺境の統治を委任された官職者が、現場の判断で敵対者を含む被支配者に協力を求めざるをえなかった局面の存在を指摘している。10章では、国家レベルのニュースとともに地元のニュースも入手する必要があったハンティンドン伯爵が、国際的なレベルからミクロな地方のレベルにいたるまで、複数の書簡ネットワークを構築していた状況が実証されている。11章はその他の章とはかなり異質であり、ニューゲイト監獄という特定の場が、各種のテキストによって中心にも周縁にも位置づけられると主張している。こうして8章以降では、入れ子状になっていたり、並存もしくは重なり合っていたりする中心と周縁の存在が指摘され、その相互の関係が探求されている。

以上のように、本論集では複数の重層的な「中央（中心）」と「地方（周縁）」の様々な結びつきと相互作用が検討されており、1章で掲げられた目的は一定程度果たされているといえるだろう。どのレベルに中央と地方を設定するにせよ、両者を切り離してそれぞれを自律的な単位として考察する必然性は見出されないのである。一方で、伝統的な枠組みにおいてロンドンの枢密院・宮廷・議会と各地方との政治的コミュニケーションを検討しようとするのか、そうした枠組み自体を政治的コミュニケーションの探求から解体しようとするのかという点で、章ごとにかなり方向性が異なっている印象も受ける。後に述べるように、それはこうしたプロセスを経て形成されてゆく「国家」をどのように捉えるかという点にも影響してくるだろう。

b. コミュニケーションを軸とした政治史と社会史の統合

それでは次に、コミュニケーション実践への着目によって、政治史と社会史の統合という目的はどの程度果たされているのか、概観してみよう。

その着目度にかなりばらつきはあるものの、大半の章では各種メディアを通じた政治的コミュニケーションを中心に議論が展開されている。2章では、各種メディアを通じていわゆる中央と地方の間を情報が往還していた状況が活写されている。5章では、政治的コミュニケーションの重要性の高まりと、その技術を提供するエイジェントに対する需要の高まりが指摘されている。6章では、損害報告を通じて議会の一部党派と各地方がコミュニケーションを行っていた様子が描かれている。7章では、請願という行為によって顕在化した地方と中央にまたがるネットワークの存在が指摘されている。8章では、文書という形式によってエイジェントに主権が付与されていったプロセスが跡づけられている。10章では、書簡を通じて複数の中心と周縁からの情報が集積されていた状況が明るみに出されている。11章では、各種のテキストによって特定の場が中心としても周縁としても概念的に構成されたと論じられている。

一方で、3章は海軍への指令書や下院での議論、4章と9章は主として書簡を通じた分析が行われてはいるものの、コミュニケーション実践それ自体が検討されているわけではなく、伝統的な政治史の手法に留まっているとみることもできる。特に3章で論じられているのは、中央の文書を通じたバッキンガム公爵像の再検討であり、方法論的な目新しさは感じられなかった。また11章は文学的な観点から特定の場が中央としても地方としても表象される可能性を示してはいるが、具体的に名指される中央と地方相互の関係について論じているわけではなく、本論集のなかではかなり毛色が違っている。

以上のように、各章は全てミクロな個別事例を通じて政治史に関する分析を行っており、その意味で社会史との接続を図ろうとする意志は感じられる。実際、2・5・8・10章などは、同時代特有の情報流通の形態が国家（帝国）統治において果たしていた重要な機能の解明に大きく貢献して

いるといえるだろう。だが、コミュニケーションに対する姿勢は章ごとに大きく異なっているように思われる。もっとも、1章ではコミュニケーションの実態、中央と地方それぞれの目的、国家形成に与えた影響など本論集で検討されるべき様々な問いが列挙されており、本書全体を通じて統一的方法論を用いることは意図されていない。そのため、コミュニケーションを検討する意義が論者の関心や用いる史料によって多面的になるのは当然ではあるのだが、これによって政治史と社会史が接合された先にあるような歴史像が描きうるのか、本論集のみで明確になったとはいえない。近世イングランド（ブリテン）統治においてコミュニケーションが有していた機能についてより一貫した見解を打ち出すことが、今後は求められるのかもしれない。

c. 国家形成論への寄与

最後に、国家（帝国）形成という観点から各章を整理してみよう。

2章では、四旬節に関する食事規定は枢密院で決定されたものの、地方の協力を得なければ実行不可能な施策であり、その意味でこれが国家ポリティクスであると同時に地方ポリティクスでもあったと指摘されている。3章では、バッキンガム公爵はたしかに戦争計画を自身で立案していたが、下院の反発を受け戦術の変更を試みており、独裁者のように語られる同公爵も単独で政策を遂行できたわけではなかったと主張されている。4章では、イプスウィッチの内部事情に通じていたからこそ、レンはウォード個人ではなく教区の制度全体が問題であると認識できたのであり、政府の宗教政策が地方の状況を見逃して進められたわけではなかったという理解が示されている。

5章では、エイジェントの出現により時間や技術的側面での障害が取り除かれることで、広義の地方の人々が中央の政治に接近しやすくなり、国家への統合が促進されたとされている。6章では、内戦期の議会での派閥争いは損害報告という実践を通じて各地の住民を巻き込んでおり、この事実からそれ以降も中央の党派の方針に沿って地方の人々が動員される潜在

性が指摘されている。7章では、地方から提出された請願が、実際には中央を含めた幅広い人々によって行われた運動の結果であったとされ、革命は上から押しつけられたものではなく、地方の人々からも支持を得ていた可能性に注意が促されている。

8章では、エイジェントが発給した文書はそれ自体で主権を有するという認識によって、結果的にイングランドの政治社会が帝国を含む周縁部へ拡大していったとされている。9章では、同じくブリテンが帝国へ拡大してゆくプロセスにおいて、辺境の統治は征服される人々の知識の活用によって初めて可能であったとされている。10章では、地方に基盤をおく土地貴族である為政者階層が権力を維持するためには、国家レベルのニュースのみならず、地元の些細なゴシップにも通じている必要があった事実を明らかにしている。

以上のように、国家の形成はロンドンの政府が作成した政策によって一方的に行われたわけではないという点で、本論集は一貫しているといえる。すなわち、地方が中央の政策に影響を与え(2-4章)、中央と地方が融合するなかで政策決定がなされ(6・7章)、中央の権威から自立したエイジェントが中央と地方をつなぎ(5・8章)、特定地域についての情報が政策の立案や権力の維持において重要性を有していた(9・10章)。ここで立ち現れてくるのは、中央と地方、もしくは複数の中心と周縁との関係のなかで、エイジェントが媒介しつつ形成されてゆく国家である。

ブラディックの議論を下敷きとし、これを発展させる形で描き出されたこうした国家観は、近代的官僚制と常備軍を基軸とするM・ヴェーバー的な主権国家像を打破しうる可能性を秘めている。統治が中央からの指示で一方的に行われるのではなく、中央と地方との協働、ないし複数の中心と周縁のネットワーク上で行われていた状況の一端を解明したことは、本書の大きな意義といえるだろう。国家内に中央と地方がそれぞれ孤立した主体として並存していたと捉えるのではなく、両者が様々なコミュニケーション回路によって接続されていた一体的な国家として捉えることで、国家レベル・各地域レベル双方の事象についての再解釈が進むのは間違

いない。

その一方で、こうした参加型統治を是認するとすれば、中央と地方の間に存在する権力の非対称性が覆い隠されてしまうのではないかという懸念がある。地方なくして国家形成がなされえなかったとしても、最終的に全国レベルでの政策決定がなされたり、究極的な権威の源泉が存在するのが中央においてであったりする点は看過しえない。6・7章のように中央と地方の融合を強調しすぎると、統治者の責任を過小評価し、被治者の責任を過大評価することにもつながってしまうだろう。また9・10章は、中央と地方の相互作用というよりは、イングランド国家の主権が拡大してゆくなかでロンドンとは別の中心が形成されるという行論になっている。aでも述べたように、本論集ではイングランド内において旧来の中央と地方の存在を前提としつつその相互作用を強調する立場、同じくイングランド内において旧来の中央と地方という枠組みを無効化しようとする立場、さらにブリテン帝国に議論の射程を拡大して旧来の中央と地方という区分を組み替えようとする立場が並存しているため、形成される国家像が分かりにくくなっている嫌いがある。これらの立場は何らかの方法によって整序されるのか、それとも近世国家とはそもそもこうしたキメラのようなものとして理解されるべきなのか、さらなる議論が待たれる。

おわりに

本稿では、近世イングランド史研究に新たな道を切り開こうとしている本論集の内容を紹介し、筆者なりにその成果と課題を整理してみた。国家形成論が提起されコミュニケーション実践についての研究が深化した現在、政治史が宮廷・枢密院・議会など国家中枢の統治機関についての分析を中心に据えた修正主義以前の段階に戻ることはないであろうし、社会史も人々の日常生活やミクロな地域をめぐる研究のみでは完結しえなくなっている。とはいえ、両者を接合する試みは緒についたばかりである。裏表紙の紹介文にも記されているとおり、もとより「本論集は政治的コミュニ

ケーションのあらゆる形態についての包括的研究というよりは、様々な方法でこの課題に取り組めることを強調し、「さらなる研究を促進しようとする」ものである。コミュニケーションに着目することで、社会史の成果を取り入れた政治史がどのように更新されてゆくのか、今後も注視してゆきたい。

注

- ¹ 中央と地方の関係に関する研究史の詳細については、R. Cust and A. Hughes, 'Introduction: after Revisionism', in Id., *Conflict in Early Stuart England: Studies in Religion and Politics 1603-1642*, London and New York, 1989 および清水祐司「ウィリアム・ランバードと地方・中央」(『史学』68巻1・2号, 1999年), 後藤はる美「16-17世紀イングランドにおける地域社会と『国家』形成」(『史学雑誌』109編10号, 2000年)などを参照。
- ² H. Trevor-Roper, 'The General Crisis of the seventeenth Century', in T. Ashton (ed.), *Crisis in Europe, 1550-1660*, London, 1965 (今井宏訳「十七世紀の全般的危機」同編訳『十七世紀危機論争』創文社, 1975年所収)。
- ³ A. Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640-1660*, Leicester, 1966; Id., 'The County Community', in E.W. Ives (ed.), *The English Revolution, 1600-1660*, 1968 (朝治啓三訳「共同体としての州」越智武臣監訳『英国革命1600-1660——シンポジオン』ミネルヴァ書房, 1974年所収)。
- ⁴ R. Cust, *The Forced Loan and English Politics, 1626-1628*, Oxford, 1987; A. Hughes, *Politics, Society and Civil War in Warwickshire, 1620-1660*, Cambridge, 1989; Cust and Hughes, *op. cit.*
- ⁵ K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English Village: Terling 1525-1700*, London and New York, 1979; Id., *English Society 1580-1680*, London, 1982; A. Wood, *The Politics of Social Conflict: The Peak Country, 1520-1770*, Cambridge, 1999; P. Withington, *The Politics of Commonwealth: Citizens and Freeman in Early Modern England*, Cambridge, 2005.
- ⁶ M. J. Braddick, *State Formation in Early Modern England, c. 1550-1700*, Cambridge, 2009; S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, 1550-1640*, London, 2000. 川名洋「『長い17世紀』のイングランドにおける国家形成——公権力と市民性をめぐる研究動向」(『社会経済史学』73巻2号, 2007年)も参照。

- ⁷ K. Sharpe, 'Crown, Parliament and Locality: Government and Communications in Early Stuart England', *English Historical Review* 101, 1986; J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Luchterhand, 1962, neuauflage, Frankfurt am Main, 1990(T. Burger (trans.), *The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society*, Cambridge, Mass., 1989 ; 細谷貞雄訳『公共性の構造転換』未来社, 1973 年, 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』第2版, 未来社, 1994 年)
- ⁸ D. Zaret, *Origins of Democratic Culture: Printing, Petitions, and the Public Sphere in Early-Modern England*, Princeton, N. J., 2000; J. Raymond, *Pamphlets and Pamphleteering in Early Modern Britain*, Cambridge, 2003; P. Lake and S. Pincus (eds.), *The Politics of the Public Sphere in Early Modern England*, Manchester, 2007 など。詳細は、拙稿「近世ウェールズにおける『ニュース革命』の意義——ウィン家文書にみる情報伝達様態」(『人文論集〈北海学園大学〉』70号, 2021年) 1章を参照。